

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直しについて

1. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（諮問）	・・・1
2. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（附議）	・・・2
3. 国が類型指定を行う水域について	・・・3
4. 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の考え方について	・・・4
5. 異常値除外の考え方について	・・・9
6. 暫定目標設定の考え方について	・・・11
7. 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の達成期間について（通知）	・・・14
8. 暫定目標の見直し期間について（案）	・・・15

諮 問 第 17 号

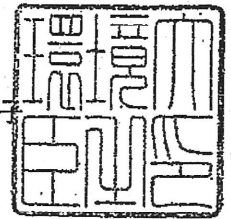
環水企 第169号

平成13年9月25日

中央環境審議会会長

森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣
川 口 順 子



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2（生活環境の保全に関する環境基準）の1に係る水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」に基づき、各公共用水域につき、利用目的等に応じ、環境大臣又は都道府県知事が水域類型の指定を行うこととされており、昭和45年度から多くの水域について指定が行われた。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、平成9年5月14日に貴審議会に諮問し、これまで答申のあった中川下流等6河川水域及び小河内ダム貯水池等6湖沼水域について水域類型を見直したところである。

政府が水域類型の指定を行うこととされている水域については、これらの水域以外にも水質や利水目的の変化等が認められる水域が存在することから、必要な水域について引き続き水域類型の見直しを行っていく必要がある。

そこで、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第28号

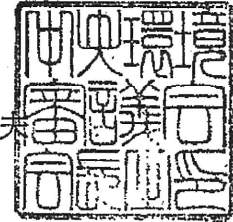
平成13年9月26日

中央環境審議会水環境部会

部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会

会長 森 嶋 昭 夫



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直しについて（付議）

平成13年9月25日付け環水企第169号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

A map of Hokkaido, Japan, with the Nemuro River basin highlighted in blue. The river is labeled '北上川' (Hokuryu River) in black text. The map shows the island's coastline and the location of the river in the central-northern part of the island.



水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の考え方について

1. 全般

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）（以下「告示」という。）第 1 の 2(2)において、類型指定を行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ (略)

2. 類型指定の対象とする湖沼の考え方

①人工湖の湖沼類型当てはめ対象の考え方

告示別表 2 の 1(2)において、類型指定の対象とする湖沼の定義を以下のとおりとしている。

天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖。

②水の滞留時間の計算方法

また、第 5 回陸域環境基準専門委員会（H15. 2. 21 開催）において、以下のとおり人工湖における水の滞留時間の計算方法が示されている。

1. 総貯水量と有効貯水量の異なる人工湖については、総貯水量-堆砂量をもって湖沼容積とし、年間滞留時間を算定する。ただし、有効貯水量が総貯水量-堆砂量を上回らないことが明らかな場合には有効貯水量を湖沼容積とすることができる。
2. 揚水を行うダム及び治水等の目的を有するダムについては、次の方法により補正を行う。
 - (1) 揚水を行うダムについては、水の年間総流入量に年間揚水量を加算する。
 - (2) 治水又は農業用防災の目的を有するダムについては、湖沼容量から年間における平均的な洪水調節量を差し引くこと。

③湖沼の全窒素及び全リンに関する環境基準

告示別表 2 の 1(2) のイの備考 2 において、湖沼の全窒素及び全リンに係る環境基準の類型指定について以下のとおりとしている。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼（全窒素／全リン比が 20 以下であり、かつ全リン濃度が 0.02mg/l 以上である湖沼（水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 3 第 2 項第 1 号）。）について適用する。

3. 暫定目標の設定に関する考え方

告示第 3 の 2(1)において、環境基準の達成期間等について以下のとおり示されている。

第 3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準 （略）
- 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5 年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1) の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

また、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」（昭和 60 年 6 月 12 日付け環水管第 126 号）に、暫定目標の考え方が以下のとおり示されている。

湖沼については、「水質汚濁に係る環境基準について」（告示）の環境基準の達成期間の分類により難い場合は、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める。」とすることができるものとし、この湖沼についての暫定目標については、おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うこと。

4. 人工湖における利用目的の適応性に関する考え方

第5回陸域環境基準専門委員会（H15.2.21開催）において示された基本的な考え方は以下のとおり。

1) 下流の河川水域で上水道の取水がなされている湖沼の扱い

生活環境に係る水質環境基準は、水域ごとに利用目的を勘案し、類型をあてはめている。下流域の取水地点を含む河川水域には、当該水域の利用目的を勘案した河川としての類型があてはめられていることが一般的であり、また、取水位置も、人工湖の影響を直接受けるダム地点の直下から、流下過程で支流等の流入や雨水、排水の流入等により水質が大きく変化する中下流域まで様々である。

したがって、当該取水地点における水質保全を図る上でダム貯水池の水質が密接不可分の関係にある場合には、ダム下流域の利水もダム貯水池の利用目的に含めることとすることが適当である。

2) 水産利用

水質保全の目標であり、現状を踏まえた目標として、漁業権魚種による機械的な判定はあらため、漁業権も踏まえつつ、指定権者が地域の意見を十分聴取して指定すべきもの。一律の判定基準にはなじまない。

3) 自然環境保全

自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる。

人工湖の場合、もとより自然が大きく改変された場であるため厳然たる自然地には当たらないが、多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。

4) 利水目的の適応性から判断される類型よりも現状の人工湖の水質が上位の類型に相当する水質である場合

上記により判断される類型よりも現状の湖沼水質が良好である水域については、平成6年度の行政監察勧告で示された、「水質が改善されている水域については、水質を再度悪化させないよう適切に類型を見直す必要がある」との考え方に準じ、現状非悪化の観点から現状の水質に対応する類型とする。

5. 将来予測値を算出するに当たっての測定値除外の考え方

「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号）4.(1)ア、4.(2)アにおいて、河川及び湖沼において採水を行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶこととする。

【参考】水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）（抜粋）

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	規格 17 に定める 方法	付表8に掲げる方 法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質自 動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	最確数による定量 法
備考						
1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2、3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道
 - 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産
 - 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

異常値除外の考え方について

次の基本的な考え方により、環境条件等をもとに個別の測定値が異常値であるかどうか検証を行い総合的に判断することとした。

なお、この考え方は第 11 回陸域環境基準専門委員会（H23. 11. 8 開催）で示されている。

1. 降雨による影響を受けた値の除外

採水日以前の先行降雨の影響を受けたことにより他の値と著しく異なる値であって、水質調査方法（昭和 46 年 9 月 30 日付け環水管第 30 号）に合致していないと判断できる場合は、異常値として除外する。

なお、「先行降雨」の判断基準としては、河川については、当日から概ね 3 日前までの間に測定地点近傍で累計 30 mm 以上の降雨があった場合を目安とし、降雨パターン、上流での降雨状況等を勘案して値の採否を判断する。湖沼については、滞留時間を考慮することとする。

2. 降雨以外の要因による影響を受けた値の除外

降雨以外の要因により、他の値と著しく異なる値の場合、アオコの発生や気象条件の変化などの要因が考えられることから、通常の状態で観測しうる値かどうかを判断するため、統計上の確率変動範囲に含まれるかどうかの確認を行うこととする。

濃度については、一般に対数正規分布（※）に従うことが知られている。具体的には、全データを自然対数で対数変換した後、平均値 $\pm 2\sigma$ （標準偏差）の変動範囲に入っていない個々の水質データについて異常値であるかどうかを検討する。検討に用いるデータの対象期間は、それぞれの水域の水質経過が分かる程度とする。なお、データ数や検出限界の問題から、必ずしも対数正規分布に従わない場合が存在するので注意を要する。

※ この分布に従う確率変数の対数をとったとき、対応する分布が正規分布になる性質をもつ。

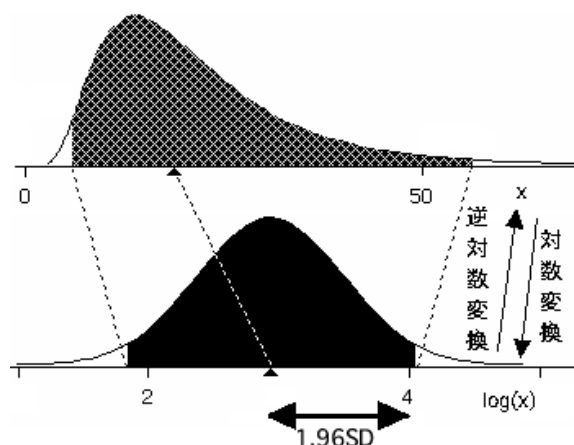
(参考) 環境中の物質の濃度分布

濃度の分布は、時間的にも空間的にも正規型の分布より低濃度側に片寄った型になることが多く、次の理由から正規型ではなく、対数正規型の分布に近いことが予測される。

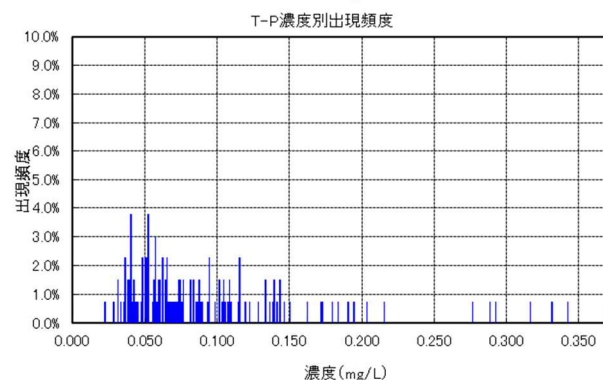
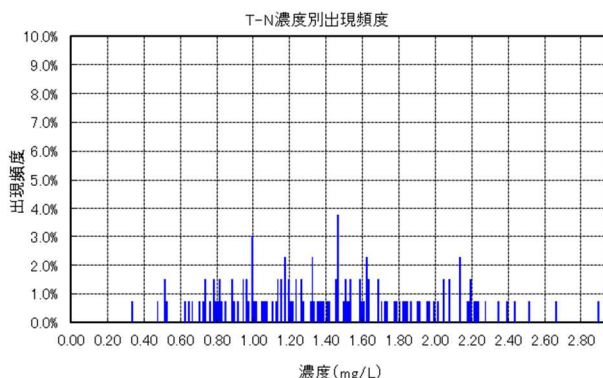
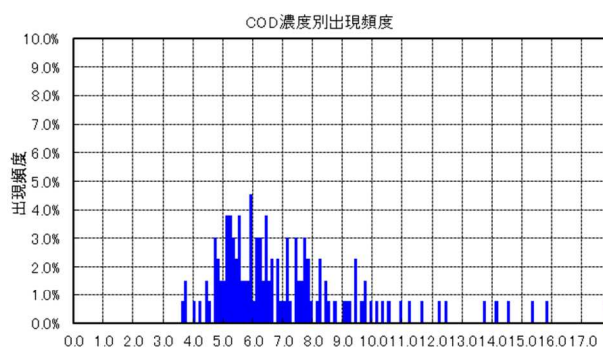
①環境中の物質の濃度は広い範囲にわたって分布し、最低値と最高値の比は、数十、数百倍になることがある

②正規分布は、 $-\infty$ から $+\infty$ の区間で定義されるため、負の領域を考慮することになり、濃度を取り扱う本検討では、対数変換後の数値が正規分布に従うことを前提とした正の領域を扱う対数正規分布を用いる方が適当と考えられる。

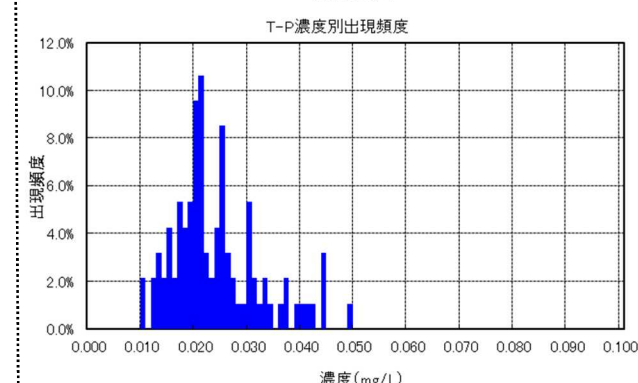
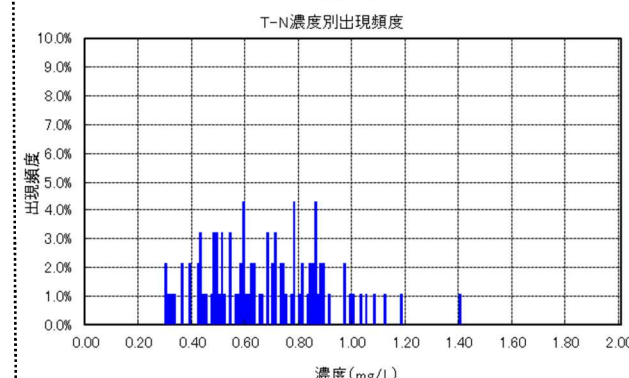
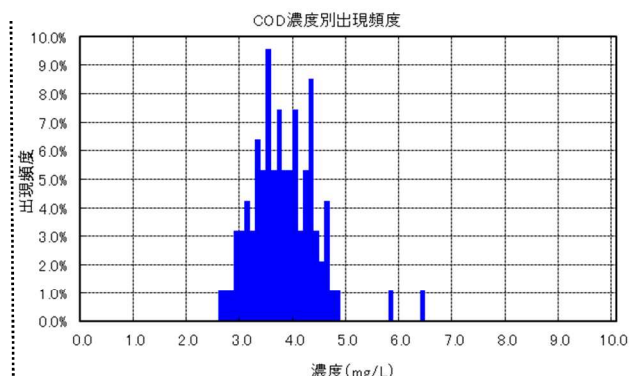
以下に、渡良瀬貯水池及び荒川貯水池における濃度別の出現頻度の状況を示す。



正規分布と対数正規分布の標準的な分布波形



渡良瀬貯水池の水質測定データの濃度分布
(平成7年度～平成17年度)



荒川貯水池の水質測定データの濃度分布
(平成10年度～平成17年度)

暫定目標設定の考え方について

生活環境の保全に関する環境基準の暫定目標については、これまで、基本的に目標年度の将来水質予測結果の値を設定してきた。

しかし、将来水質予測に用いる各種統計の数値等には、毎年調査されていない数値もあり、また、数値が確定するまでには一定の期間を要するため、直近の傾向等が将来水質予測に反映されていない可能性がある。

また、暫定目標は、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期する水域において、当面の間設定される暫定的な改善目標値である。

これらを踏まえ、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」（H27.12 専門委員会報告）の取りまとめの際に、今後は将来水質予測結果の年平均値のみを根拠に暫定目標を設定することとはせず、基本的な考え方及び設定方法を取りまとめ、それにより設定することとした。

さらに、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」（H29.12 専門委員会報告）の取りまとめの際に、近年の水質の実測値が水質予測結果を大きく上回って推移しているケースがあることを踏まえ、設定方法について見直しを行った。

（基本的な考え方）

- 1 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。
- 2 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。
また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。
- 3 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

（設定方法）

1 将来における改善目標値の算出

将来水質予測結果^{※1}のほか、将来水質予測に反映されていない直近の実測値^{※2}を考慮し、以下のとおり将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を、将来における改善目標値とする。

※ 1 将来水質予測結果

暫定目標の年限を対象に算定した従来水質予測結果（化学的酸素要求量（COD）は75%値、全窒素及び全リンは年平均値）

※ 2 直近の実測値

将来水質予測実施の際に、現況水質として用いているデータ期間以降の、将来水質予測に反映されていない直近の水質調査結果（化学的酸素要求量（COD）については75%値、全窒素及び全リンについては年平均値）

（1）将来水質予測結果の値よりも良好な直近の実測値が1つ以上ある場合

将来水質予測に反映されていない直近の実測値に将来水質予測結果より低い実測値がある場合は、将来において、将来水質予測結果より良好な値の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値（将来水質予測結果から標準偏差を減算して求めた値）を将来における改善目標値とする。

（2）将来水質予測結果の値よりも良好な直近の実測値がない場合

将来水質予測に反映されていない直近の実測値に将来水質予測結果より低い実測値がない場合は、水質の改善のための施策を総合的に講じた場合に見込まれる水質である将来水質予測結果の変動範囲の水質のうち、実現が見込まれる値を将来における改善目標値とする。

すなわち、将来水質予測結果の変動範囲内に直近の実測値が1つ以上ある場合は、将来水質予測結果の値を将来における改善目標値とする。

一方、直近の実測値が全て、将来水質予測結果の変動範囲の上限値（将来水質予測結果に標準偏差を加算して求めた値）を超える場合は、将来水質予測結果の変動範囲の上限値を将来における改善目標値とする。

2 暫定目標の設定等

（1）1で求めた将来における改善目標値が、環境基準を満たす場合は、環境基準の達成が見込まれると判断し、暫定目標を設定しない。

（2）1で求めた将来における改善目標値が、環境基準を満たさず、かつ従前の暫定目標以下である場合は、その改善目標値を暫定目標に設定する。

（3）1で求めた将来における改善目標値が、従前の暫定目標より高い場合は、その改善目標値を上限、従前の暫定目標を下限とした範囲内で、実測値の推移等も考慮して、実現可能と考えられる最も低い値を暫定目標に設定する。

暫定目標の設定手順について（イメージ図）

【STEP 1】改善目標値の算出

パターン1
(設定方法1の(1))

改善目標値は、
変動範囲の下限值

パターン2
(設定方法1の(1))

改善目標値は、
変動範囲の下限值

パターン3
(設定方法1の(2))

改善目標値は、
将来水質予測値

パターン4
(設定方法1の(2))

改善目標値は、
変動範囲の上限値

水質：高
水質：低

(凡例)

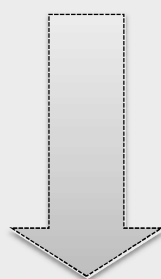
←変動範囲の上限値

◆：将来水質予測結果
(縦棒は変動範囲)

←変動範囲の下限值

●：直近の実測値のうち最も低い値

■：改善目標値



改善目標値

【STEP2】暫定目標の設定等

パターンA
(設定方法2の(1))

暫定目標は、
設定しない

パターンB
(設定方法2の(2))

暫定目標は、
改善目標値

パターンC
(設定方法2の(3))

暫定目標は、
改善目標値と従前の暫定目標の間で
実現可能と考えられる最も低い値

水質：高
水質：低

(凡例)

●：改善目標値 (STEP1 で設定)

◆：環境基準値

▲：従前の暫定目標

■：暫定目標

この間で実現可能と
考えられる最も低い
値を暫定目標に設定

環水大管発第2403277号
令和 6 年 3 月 27 日

都道府県知事

殿

政令市市長

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の達成期間について（通知）

湖沼の環境基準の達成期間については、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」（昭和60年 6 月12日付け環水管第126号、環境庁水質保全局長通知）において、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」との区分を設け、これを適用する場合において、暫定目標について、おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うこととしているところである。

一方、汚濁負荷削減対策が一定程度進んだ流域では、5 年程度の期間では汚濁負荷の減少の程度がわずかであり、明瞭な水質改善効果が発現していない場合もあるため、長期的な対応が必要となっている湖沼も散見される。

このような状況を踏まえて、湖沼の環境基準の暫定目標の達成期間の取扱いについて、下記の通り明確化するので、適切に対応されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」（昭和60年 6 月12日付け環水管第126号、環境庁水質保全局長通知）において示した湖沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しを行う期間については、地域の実情に応じて判断して差し支えない。

なお、暫定目標の見直しの期間にかかわらず、引き続き、対象水域の水質の現況、流域の汚濁負荷の状況、水質保全対策の実施状況などの整理及び検証を適時行い、検証結果を踏まえ、暫定目標の見直しも含めた必要な措置をとることとされたい。

【参考】中央環境審議会水環境・土壌農薬部会陸域環境基準専門委員会（第18回）
資料 5

暫定目標の見直し期間について（案）

～目標年次（達成期間）の考え方の変更について～

1. 暫定目標の目標年次（達成期間）の考え方の変更（新たな考え方の追加）

これまでは、5年後を暫定目標の目標年次と定め、概ね5年毎に暫定目標の見直しを行ってきたが、**今後は、目標年次は定めず「当面の間」とすることも選択できるように変更**

※取扱いを変更することに関しては、都道府県宛通知等により周知

(1) 背景等

汚濁負荷削減対策が一定程度以上に進んだ流域では、5年程度の期間では汚濁負荷の減少の程度が僅かであり、明瞭な水質改善効果が発現していない場合もある。令和3年度に行った令和4年度見直し対象水域（渡良瀬貯水池、荒川貯水池）の関係自治体ヒアリングにおいても、頻繁な見直しでは効果が出る前に目標が見直されてしまうため、運用しにくいといった意見が出されている。

このような背景を踏まえ、現在見込み得る施策による水質の改善見通し等を勘案し、実現可能な範囲で、年限を定めない当面の目標水準とする水質を暫定目標として定めることとしてはどうかという考え方である。

【参考】国指定人工湖沼における暫定目標の設定経緯（暫定目標が付されている5水域）

水域名 (類型)			環境基準値	暫定目標の設定経緯		
				H25	H30	R4(案)※
渡良瀬貯水池 (AⅢ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	7.4	5.5	5.2
	T-N	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.4	1.3	1.0	0.93
	T-P	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.030	0.078	0.078	0.065
荒川貯水池 (AⅢ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	3.7	3.7	3.7
	T-N	貯水池水質年平均值(mg/L)	—	—	—	—
	T-P	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.030	—	—	—

※R4は設定手法(予測手法)を見直し

水域名 (類型)			環境基準値	暫定目標の設定経緯			
				H13.3	H22.6	H27.12	R3.3
相模ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	河川 類型	—	—	—
	T-N	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.2		1.4	1.2	1.0
	T-P	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.010		0.085	0.080	0.080
城山ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	河川 類型	—	—	—
	T-N	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.2		1.4	1.1	1.0
	T-P	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.010		0.048	0.042	0.042
土師ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	河川 類型	—	—	—
	T-N	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.2		0.43	0.43	0.43
	T-P	貯水池水質年平均值(mg/L)	0.010		0.020	0.018	0.018

- ・ 目標の見直し幅が小幅であったり、従来の暫定目標を踏襲することが比較的多くなっている。
- ・ また、設定されている暫定目標の多くは、環境基準を大きく上回る水準となっている。（つまり現況水質も環境基準を大きく上回っている）
- ・ 現行のルールでは、今後も5年毎に機械的に暫定目標を更新し続けていくこととなるため、効率的・効果的なルール運用の視点からは、課題がある。

(2) 現行の法令・通知等での取扱い

類型指定・見直しに係る告示・通知等の記載からは、現行のままでも上記取扱い（達成期間を当面の間とする）を選択し得る。

■水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて、S60. 6. 12, 環水管 126 号（環境庁水質保全局長から各都道府県知事あて）抜粋

第1 達成期間の区分及び留意事項

- 1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

- 2 湖沼について、1 に掲げる達成期間の区分により難く、段階的に水質改善を図る必要がある場合には、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とすることができるものとする。これを適用する場合において、暫定目標については、現在見込み得る施策による水質汚濁の改善見通し等を十分勘案して定めるものとし、**おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うものとする。**

なお、当該暫定目標の見直しについては、あらかじめ当職まで通知されたい。

ただし、「当面の間」を適用する場合には、対象水域の水質管理・監視が適切に行われるよう、「おおむね 5 年ごとに必要な見直し」の内容について、明確にしておく必要がある。

(3) 渡良瀬貯水池、荒川貯水池での取扱いについて

今回の渡良瀬貯水池、荒川貯水池での暫定目標を見直しにあたっては、目標年次は従来同様に概ね 5 年後の令和 9 年度とすることとしている。

これらの 2 水域への「当面の間」の考え方の適用については、次回見直し時に検討する。

【参考】“当面の間”について

「当面の間」という用語の行政上の取扱いについては、下記参考例①～③に示すような状況であり、基本的には、「その規定等が改正または廃止されるまでの間」として扱われている。

したがって、今回の暫定目標の取扱いに当てはめた場合には、定めた暫定目標が見直されるか、もしくは、環境基準の達成により廃止されるまでの間、その暫定目標は有効ということになる。

■参考例①：『法令読解の基礎知識』（元参議院法制局部長）

「当分の間」という用語は、日常では、「しばらくの間」、「さしあたり」といった意味で使われます。

ただし、法令において「当分の間」という用語が使われているときは、その法令（の規定）が改正又は廃止されない限り半永久的に有効なものと扱われます。「当分の間」という用語は、その法令上の措置が暫定的なものであって、将来においてそれが変更又は廃止されることが予想されることを示したに過ぎません。

■参考例②：公用文作成の考え方（建議）－付「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説－

Ⅱ－５ 紛らわしい言葉の扱い

「一定の期間を見通すことができないような場合もある。その際には「当分の間」「当面」などを用いる」

■参考例③霞ヶ浦（北浦、常陸利根川を含む）における環境基準の全窒素・全りんの種類指定について（昭和 61 年 3 月）

- ・ 霞ヶ浦の全窒素・全りんに係る環境基準の種類指定は、利用目的の適応性の面ではⅢ類型になるが、指定は「Ⅲ類型（※）」となっている。
※湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする（当面Ⅳ類型）
- ・ 指定当時の文書においては、『「霞ヶ浦の全窒素、全りんに係る環境基準」の該当類型の欄の「Ⅲ（※）」に係る欄外の説明書き「（※）については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。」は「当面、環境基準は類型Ⅳである。」と解釈する。』とされている。
- ・ その後、霞ヶ浦の水質管理は、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく指定湖沼に指定されて以来、湖沼水質保全計画に基づく管理に移行しているが、「当面Ⅳ類型」の規定は、現行も継続している。

2. 「概ね 5 年毎に必要な見直し」の取扱いについて（案）

暫定目標の目標年次について、**従来からの概ね 5 年毎の暫定目標の見直しに代えて、「当面の間」を選択した場合**においても、**対象水域の水質管理・監視が適切に行われるようにしておく必要がある。**

そこで、「当面の間」を選択した場合においても、**従来同様に対象水域の水質の現状や流域の負荷の状況、水質保全対策の実施状況などの整理・検証**を行うとともに、検証結果を踏まえ、暫定目標の見直しも含めて必要な措置をとるものとする。

(1) 整理・検証項目

従来から暫定目標の見直しに際して整理してきた下記項目に準じ、対象水域の水質の現状や将来見通しを検証するにあたって必要となる情報について整理・検証する。

【参考】

■国指定水域における従来からの整理・検証項目

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○貯水池、水域等の概要 | ○水質保全対策の実施状況（流域、水域） |
| ○水質の状況 | ○水質汚濁負荷量（現況、将来） |
| ○水利用、貯水池運用の状況 | ○その他必要な項目 |

■検証にあたっての留意点等

- ・ 大きな変化（流域の人口、土地利用、事業所、気象・水文 等）が生じている場合は、水質変化等に注視する。
- ・ 流域の状況等に生じている変化と水域の水質状況が対応していない場合（例えば、算定した汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず水質が改善していない場合など）等においては、丁寧にその要因を分析・検証するとともに、必要な措置について検討する。

※都道府県宛通知等の発出にあたっては、上記留意点等を参考として示すことで、適切な水質管理・監視が行われるよう努める。

(2) 検証結果を踏まえた見直しの視点

上記の整理・検証結果に基づいて、対象水域の水質の現状（水質形成機構）や将来見通しの検証を行い、暫定目標の見直しも含めて、必要な措置をとる。

1) 暫定目標を廃止するケース（環境基準の達成）

現況水質が環境基準を安定的に達成し、かつ、今後も達成が見込める（将来の流域の負荷量の見込み等より判断）場合

※あわせて達成期間の見直し（「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める⇒「イ」：「直ちに達成」）を行う

2) 暫定目標を見直すケース（より厳しい目標値への見直し）

現況水質が、設定している暫定目標を達成し、かつ、今後も達成が見込める場合

3) 暫定目標を見直すケース（水質や流域の現況を踏まえた見直し等）

上記 1) 2) の他、流域・水域の状況や利用状況の変化、新たな科学的知見等により、暫定目標の見直しが必要と判断される場合

※例えば、水質悪化により、現行の暫定目標の達成が困難となっている水域の目標値見直し（緩和）の検討等も含む。

4) その他のケース

上記の 1)～3) に当てはまらない場合は、原則として暫定目標の見直しは行わない。検証結果を踏まえ、必要に応じて次回検証に向けた課題設定等を行う。